

わが国における法定準備金制度の変遷と 「払込資本と留保利益の区別」の意義

赤 塚 尚 之

目 次

1. はじめに
2. 利益準備金規定の変遷
3. 資本準備金規定の変遷
4. 法定準備金の使途規定の変遷
5. 払込資本と留保利益の区別の意義
6. おわりに

1. はじめに

平成13（2001）年6月、商法改正が行われた⁽¹⁾。平成13年6月改正においては、利益準備金の積立上限の引下げ（平成13年改正商法第288条）、減資差益（平成13年改正前商法第288条の2第1項第4号）の資本準備金からの削除、および株主総会の普通決議による法定準備金の減少手続の創設（平成13年改正商法第289条第2項）といった法定準備金制度の規制緩和が図られた。また、

(1) 平成13年には商法は3回改正されているが、本稿において取り上げる法定準備金制度の規制緩和の他にも、自己株式の取得、単元株制度の創設、および額面株式の廃止等といった重要な改正が行われている。なお、本稿においては、平成13年6月改正商法を平成13年改正商法と表記する。

法務省法制審議会会社法（現代化関係）部会によって、会社法制の現代化が目下検討されているところである。平成15（2003）年10月には、「会社法制の現代化に関する要綱試案」が、また、平成16（2004）年12月には、「会社法制の現代化に関する要綱案」が公表されている。会社法制の現代化に関する審議過程においても、平成13年改正に引き続いて法定準備金制度をより一層緩和することが提案されている。

法定準備金制度に関する改正および提案事項は、立法論の観点からは大方支持されているようである⁽²⁾。しかし、伝統的に「払込資本と留保利益の区別」を重視してきた会計学の見地からは、資本金および資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金が配当可能限度額に含められることに関して、検討の余地が大いにあるものと思われる⁽³⁾。さらに、将来的には、配当政策との関係で法定準備金制度自体が廃止される可能性も示唆されている（尾崎〔2002〕20-22頁）。このような状況をみれば、わが国における法定準備金制度が変革期を迎え、それと同時に伝統的な会計理論の根幹をなしてきた「払込資本と留保利益の区別」の意義が問われていることは明白であろう。

本稿は、わが国における法定準備金制度の変遷を、明治17（1884）年に公表されたロエスレル起草の商法草案から平成16（2004）年に公表された「会社法制の現代化に関する要綱案」に至るまで整理し、会計学の根本原則のひとつである「払込資本と留保利益の区別」の意義に関して検討することを目的としている。

(2) 商法学の立場からは、「会計的な観点からの違和感は別として、これまでの商法の体系を逸脱するものではない」（原田〔2001d〕6頁）とされる。

(3) 平成13年商法改正に対しては、「会計の立場からは好ましくない改正」（中村〔2002〕5頁）と評されるような意見が多いように思われる。

2. 利益準備金規定の変遷

2.1 準備金規定（明治17 [1884] 年ロエスレル商法草案—昭和13 [1938] 年改正商法）

2.1.1 原始商法における準備金規定

わが国における法定準備金制度の起源は、明治17（1884）年に公表されたロエスレル（Roesler）起草の商法草案（以下「ロエスレル草案」）にまで遡る。

「ロエスレル草案」は、「将来損失ニ罹ルトキ之ヲ補充スル為メノ効用アル者ナルカ故ニ会社資本ノ存続ヲ永遠不變ニ維持シ且株主純益分配ヲ受クルニ異同ナキヲ保護スル者ナリ」（司法省 [1884] 440頁）として、第270条前段に準備金規定を設けた⁽⁴⁾。

第270条前段は、毎年の利益額の20分の1以上を会社資本の4分の1に達するまで準備金を積み立てなければ、利息または利益配当を行えないと規定している⁽⁵⁾。この会社資本の「4分の1」という準備金の積立基準は、「ロエスレル草案」公表から120年経過した現行制度下においても利益準備金の積立基準として採用され、また、将来的にも引き継がれようとしている。

なお、法定準備金は、昭和25（1950）年改正までは現行制度のように資本準備金と利益準備金とに2分されておらず、「準備金」とひとくくりにされていた。ここにいう「準備金」は、その文言からも明らかなように利益を源泉としており、現行制度下における利益準備金に該当する。

【明治17（1884）年ロエスレル商法草案 第270条前段】株式會社ニ於テハ會社資本ノ四分ニ滿ル準備金ヲ蓄積スル爲メニ毎年ノ利益額ノ二十分一以上ヲ引去ルヘシ然後ニアラサレハ利益又ハ利益配當ヲ爲スコトヲ得ス

(4) この理由だけでは不十分とする見解も存在する（尾崎 [1982] 68-70頁）。

(5) 準備金を資本の4分の1に達するまで積み立てるとする規定は、1867年フランス商法のように資本の10分の1と規定すると積立義務としては少額であるとの理由から設定されたと説明されている（司法省 [1884] 440頁）。

「ロエスレル草案」を経て明治23（1890）年に公布された原始商法は、第219条第2項に準備金規定を設けた。明治23年原始商法第219条第2項における準備金の積立基準は、文言に相違はあるものの「ロエスレル草案」と実質的に相違はない。その趣旨は、準備金が利益をその源泉としていることから、資本の欠損填補と利益配当の維持に求められる（田中・久保 [1975] 177頁）。

なお、準備金の使途規定の創設は、昭和13（1938）年改正まで待たねばならなかったが、それ以前においても、準備金の使途は一般的に資本欠損の填補にあると解されていた（松本 [1929] 330頁）。

【明治23（1890）年原始商法 第219条第2項】 準備金カ資本ノ四分一ニ達スルマテハ毎年ノ利益ノ少ナクトモ二十分一ヲ準備金トシテ積置クコトヲ要ス

2.1.2 現行商法における準備金規定

梅謙次郎、岡野敬次郎、および田部芳起草による現行商法は、明治32（1899）年に公布された。明治32年商法は、第194条第1項において、利益配当を行うごとに資本の4分の1に達するまで利益の20分の1以上を準備金として積み立てるよう規定した。

【明治32（1899）年商法 第194条第1項】 会社ハ其資本ノ四分一ニ達スルマテハ利益ヲ配当スル毎ニ準備金トシテ其利益ノ二十分一以上ヲ積立ツルコトヲ要ス

明治32年商法第194条第1項は、明治23年原始商法と比較してその字句を修正したのみであると説明されていた（法典質疑会 [1898] 186頁）。しかし、「利益ヲ配当スル毎ニ」および「其利益」という文言に解釈上難点があった。「利益ヲ配当スル毎ニ」という文言は、利益配当を行わなければ準備金の積立義務は生じないとも解しうる。この点については、配当規制（明治32年商法第195条第1項）との整合性から、「利益ヲ配当スル毎ニ」という文言は「配当期ごとに」積み立てると解すべきとするのが通説であった。また、「其利益」という文言も、当期利益か、または社外に流出する配当金のことを指すのか解釈が分かれていたが、当期利益と解すべきとするのが通説であった（松本

[1929] 328頁)。

そこで、昭和13(1938)年改正商法は、法定準備金制度の趣旨を明確にすべく(司法省民事局[1937] 157頁)、利益配当の有無にかかわらず資本の4分の1に達するまで毎決算期の利益の20分の1以上を準備金として積み立てるよう規定した⁽⁶⁾(同法第288条第1項)。

【昭和13(1938)年改正商法 第288条第1項】 会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

また、明治32年商法から株式の額面以上の価額による発行が認められたことにより(同法第129条第2項)、株式プレミアム⁽⁷⁾(額面超過額)に関する規定が創設された。株式プレミアムは、毎決算期の利益から積み立てられたものと併せて資本の4分の1に達するまで準備金として積み立てるよう規定された(同法第194条第2項)。これは、株式プレミアムは、株主出資の性質を有するため配当を行うことは適当ではないことおよび配当を認めると株式の投機的取引を奨励するおそれがあることによる⁽⁸⁾(法典質疑会[1898] 186頁)。ただし、株式プレミアムのうち積立限度額を超えた部分は、配当を行っても違法には当たらないと解される(法典質疑会[1898] 186-187頁)。

【明治32年商法 第194条第2項】 額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其額面ヲ超ル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

昭和13年改正商法においては、株式発行に必要な費用を控除した額を資本の4分の1に達するまで準備金として積み立てるよう改正された(同法第288条

(6) もっとも、後に「毎決算期ノ利益」という文言は曖昧であると批判され、昭和37(1962)年改正商法においてその文言は改められている。

(7) なお、株式プレミアムの性格に関して、「プレミアム利益説」と「プレミアム資本説」とに分かれ、「株式プレミアム論争」として議論された。わが国における株式プレミアム論争の経過に関しては、長谷川・古川[1951] 120-128頁を参照されたい。

(8) この他にも、株式プレミアムの配当を無制限に認めれば会社の営業または財産状態が良好なように誇張されるおそれや、プレミアムをもって配当可能利益を増大させるためにみだりに増資が行われるおそれがあることが指摘されている(真野[1917] 148-149頁)。

第2項)。これは、株式発行においては広告料等相当の費用を要するため（松本 [1938] 126頁）、株式プレミアムの全額を準備金として積み立てるのは酷であるという理由による（司法省民事局 [1937] 157頁）。ちなみに、昭和13年改正により、株式発行費相当部分が配当可能利益を構成することとなり（田中 [1939] 198頁）、明治32年商法第194条第2項における規定と比較すれば、その分だけ配当可能利益が増加したことになる。

【昭和13年改正商法 第288条第2項】 額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ヨリ発行ノ為ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ルルコトヲ要ス

2.2 利益準備金規定（昭和25 [1950] 年改正商法—平成13 [2001] 年改正商法）

昭和25（1950）年改正において、準備金は「利益準備金」と「資本準備金」とに2分された。昭和25年改正は、「資本と利益の区別」を重視する会計学の影響が大きい⁽⁹⁾。昭和24（1949）年には、経済安定本部企業会計制度対策調査会⁽¹⁰⁾から「企業会計原則」が公表され、一般原則第三において「資本と利益の区別の原則」⁽¹¹⁾が定められた。この「資本と利益の区別の原則」の商法への反映の結果（黒澤 [1982] 46頁）、昭和25年改正商法において準備金は利益準備金と資本準備金とに2分されたのである。

準備金が利益準備金と資本準備金とに2分されたことに伴い、第288条はそのまま利益準備金規定として存続し、資本準備金規定は第288条の2に新設された⁽¹²⁾。昭和25年改正商法第288条は、「準備金」という文言を「利益準備金」

(9) 会計学の立場からは、株式プレミアムの性格については「プレミアム資本説」が支持されていた（長谷川・古川 [1951] 121頁）。また、商法学の立場からも、株式プレミアムの取扱いに関する規定は、株式プレミアムが株主の出資の一部であり、資本に準ずべきものであって本来利益として配当すべきではなく、資本と利益を混同すると批判されていた（大隅・大森 [1952] 418頁）。

(10) 企業会計制度対策調査会は、現在の企業会計審議会の前身である。

(11) 「資本取引・損益取引区別の原則」、「剰余金区分の原則」ともよばれる。

(12) 株式プレミアムが資本準備金と位置づけられたことにより、昭和25年改正前商法第288条により準備金として積み立てられていた株式プレミアムの取扱いが問題となる（田中 [1951] 157頁）。こ

と改めただけで、従来の規定と変更はない。もっとも、株式プレミアムが資本準備金に列挙されたため（同法第288条の2第1号）、実質的に利益準備金の積立義務は株式プレミアムの分だけ厳しくなったといえる（鈴木・石井〔1950〕263-264頁）。

【昭和25（1950）年改正商法 第288条】 会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

昭和25年改正商法第288条は、「毎決算期ノ利益」という文言の意義が不明瞭であると批判されていた。つまり、「毎決算期ノ利益」とは繰越利益を含むものかまたは繰越損失控除後のものであるのか、さらには法人税控除前の利益であるのか控除後のものであるのかについて学説が分かれていた（田中・久保〔1975〕179頁）。そこで、昭和37（1962）年改正商法において、「毎決算期ノ利益」という文言が「毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額」と改められた（同法第288条）。

昭和37年改正は、利益が社外流出する場合に限って利益準備金を積み立てればよいということを明確にした（田中・久保〔1975〕180頁）。つまり、株式配当を行っても利益準備金の積立義務は発生しないが、当期利益がゼロであっても前期繰越利益または任意積立金の取崩しにより金銭による利益配当を行えば、利益準備金が資本の4分の1に達するまでは利益準備金の積立てを要する。昭和37年改正商法は、この点において利益準備金の積立義務を強化したといえる。

なお、利益準備金の要積立額は、金銭による利益配当額の「10分の1以上」へと改められている（同法第288条）。これは、昭和37年改正前商法における「毎決算期ノ利益」の「20分の1以上」の金額が、「金銭ニ依ル利益ノ配当額」の「10分の1」とほぼ等しくなることによる⁽¹³⁾。

の点につき、昭和25年改正前商法下において積み立てられた株式プレミアムは利益準備金として積み立てられたものとみなされる（昭和25年改正商法施行法第33条第1項）が、会社計理の堅実を期する上から、昭和25年改正商法施行後最初に到来する決算期までに、このうちの一部を資本準備金とすることもできるとされた（同法第33条第2項）。

(13) これは、昭和37年改正前商法における利益が「税引前利益」を意味しており、利益準備金の積立

【昭和37（1962）年改正商法 第288条】 会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ十分ノ一以上ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

昭和49（1974）年改正においては、中間配当制度が創設され（昭和49年改正商法第293条の5第1項）、中間配当（金銭の分配）を行うごとに中間配当額の10分の1を利益準備金として積み立てるとする規定が追加された。

【昭和49（1974）年改正商法 第288条】 会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ニ金銭ニ依ル利益ノ配当額ノ十分ノ一以上ヲ、第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

平成2（1990）年改正においては、「金銭ニ依ル利益ノ配当額」という文言が、「利益ノ処分トシテ支出スル金額」へと改められた。これは、会社の財産的基礎を強化するために利益準備金の積立基準をさらに強化するためである（北沢 [1990] 118頁）。つまり、利益処分において役員賞与として支出する額⁽¹⁴⁾を利益準備金の要積立額の算定基礎に加えることにより、利益準備金の積立基準が強化されるのである。

【平成2（1990）年改正商法 第288条】 会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ十分ノ一以上ヲ、第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

基準を税引前利益の20分の1と考えれば、利益のおよそ半分が法人税や地方税として徴収される結果、利益準備金の要積立額は実質的には現金配当額の10分の1に相当すると考えられるからである（並木 [1963] 132頁）。

- (14) 小規模の閉鎖的な会社では、株主が役員となって賞与として利益分配を受けることが多く、利益配当は小さい傾向にあった。また、この当時は最低資本金制度もなかったために資本金が小さい会社が多く、利益準備金の積立てが進まないことから会社債権者が極めて不安定な立場にあった。これらの状況に鑑み、利益準備金の積立基準が強化された（龍田 [1992] 265頁）。

なお、現行制度下においては、企業会計基準委員会（ASBJ）が平成16（2004）年に公表した実務対応報告第13号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」により、役員賞与は発生時に費用として会計処理することが適当であるとされている。

2.3 準備金一本化（平成13〔2001〕年改正商法—平成16〔2004〕年「会社法 法の現代化に関する要綱案」）

平成2年改正までは、基本的には準備金または利益準備金の積立基準を強化する目的で繰り返し改正が行われてきたが、平成13（2001）年改正からは緩和する方向性が打ち出されている。

平成13年改正商法第288条は、利益準備金は資本準備金の額と併せて資本の4分の1に達するまで毎決算期に利益処分として支出する金額の10分の1以上を、また、中間配当を行うごとにその中間配当額の10分の1を積み立てなければならないと規定した。これにより、利益準備金の要積立額はすでに積み立てられている資本準備金の額のみだけ緩和され⁽¹⁵⁾、株式プレミアムに関する規定に相違はあるものの昭和13年改正商法の水準に近くなったといえる（弥永〔2003〕73頁）。

利益準備金の積立義務が緩和されたのは、公開会社における多額の資本準備金の存在および利益準備金の積立制度が過剰な規制であるという指摘による。つまり、公開会社においては、時価発行増資により発行価額の2分の1を超えない額を資本準備金とすることができると相俟って多額の資本準備金が存在しており、さらに利益準備金の積立てまで要求するのは過剰規制であると考えるのである⁽¹⁶⁾（原田〔2001a〕91頁）。

【平成13（2001）年改正商法 第288条】 会社ハ資本準備金ノ額ト併セテ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ十分ノ一以上ヲ、第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎ニ其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

(15) もっとも、要件を充たす限り、資本準備金には積立義務が存在する（平成13年改正商法第288条の2）。また、資本準備金の増加によって法定準備金の総額が資本の4分の1を超過しても、それまでに積み立てた利益準備金が任意積立金に変わるわけではない（江頭〔2001〕118頁）。

(16) もっとも、非公開会社については株式を額面で発行している例が多く、資本準備金が十分でない会社も多いことから、平成13年商法改正では利益準備金の積立義務を廃止するまでには至らなかった（原田〔2001a〕91頁）。

また、利益準備金の要積立額は、会社法制の現代化に関する審議過程においても一層緩和する方向性が打ち出されている。平成15（2003）年10月、法務省法制審議会会社法（現代化関係）部会は、「会社法制の現代化に関する要綱試案」（以下「要綱試案」）を公表した⁽¹⁷⁾。「要綱試案」は、利益準備金と資本準備金の科目の区別を廃止することを提案している（第四部 第五 2 [3]）。

この提案に関しては、利益準備金の積立基準が資本準備金として合算して算定され（平成13年改正商法第288条）、法定準備金の取崩順序に関する規制が撤廃された⁽¹⁸⁾（平成13年改正商法第289条第2項）ことにより、利益準備金と資本準備金は積立規制を除けばその取扱いにつき相違がなく、区別する理由が特に見当たらなくなると説明されている（法務省民事局参事官室 [2004] 第四部 第五 2 [3]）。もっとも、このことが貸借対照表上、利益準備金と資本準備金とをひとまとめにして表示することを直ちに意味するものではないと解される（弥永 [2004a] 48頁）。

「要綱試案」によるこのような提案については、賛否が大きく分かれた。賛成意見は、利益準備金と資本準備金を区別する意味がないことを論拠としている。また、反対意見は、利益準備金と資本準備金の源泉の相違に注目して、情報開示の観点からは少なくとも会計上は区別して表示することが望ましく、また、「払込資本と留保利益の区別」の観点からは財源の法的性質に相違があることを無視することができないと反論している（相澤他 [2004] 51頁）。

【会社法制の現代化に関する要綱試案 第四部 第五 2（3）】会社法（仮称）上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする。

(17) 「要綱試案」が公表された経緯には、会社法制に関する現行の商法および有限会社法を利用者に分かりやすい平仮名の口語体による表記に改めるべきであるという指摘があったこと、会社法制に関する重要な規定が散在していること、および、近年、短期間に多数回にわたる改正が積み重ねられており、体系的にその全面的な見直しを行う必要があるという指摘が強まっていることによる（法務省民事局参事官室 [2004] 「はじめに」）。

(18) この点に関しては後述する。

このように、「要綱試案」における提案には賛否両論あったが、その基本方針は、平成16（2004）年12月に公表された「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下「要綱案」）においても変わらない（第2部 第65〔3〕② 注）。

もっとも、資本準備金と利益準備金の区分がなくなったとしても、利益準備金の積立規制がなくなるというわけではない。現行の利益準備金は、分配した剰余金⁽¹⁹⁾の10分の1に相当する額または資本の額を4で除した額から準備金の額を控除した額のいずれか少ない額を積み立てるべきであるとされる。また、積立てに充てられる原資は、利益準備金が分配の原資であれば利益を原資とする準備金に、資本準備金が原資であれば資本を原資とする準備金となる。

【会社法制の現代化に関する要綱案 第2部 第65（3）② 注】利益準備金と資本準備金とは単に「準備金」として整理するものとし、現行の利益準備金の積立てに関しては、分配した剰余金の額の10分の1に相当する額又は資本金の額を4で除した額から準備金の額を控除した額のいずれか少ない額を積み立てるべきものとし、積立てに充てられる原資は、分配する剰余金の原資の区分によるものとする。

なお、利益準備金の積立規定に関する条文等の変遷は、表3の通りにまとめられる。

3. 資本準備金規定の変遷

3.1 商法による限定列举の時代（昭和25〔1950〕年改正商法—平成12〔2000〕年改正商法）

昭和25（1950）年改正商法により準備金が利益準備金と資本準備金とに2分され、資本準備金として適格な項目が列举された（同法第288条の2）。資本準備金は、その源泉に鑑みて会社の自由処分に委ねることができないことから積立限度額は規定されず、無制限に積み立てられる（大隅・大森〔1952〕422頁）。

(19) 「要綱案」は、株主に対する金銭等の分配（現行の利益配当、金銭の分配〔中間配当〕、資本および準備金の減少に伴う払戻し）および自己株式の有償取得をまとめて「剰余金の分配」として整理し、統一的に財源規制に服するものとしている（第61）。

ところで、この昭和25年改正商法第288条の2における資本準備金の「列举」に関して、第288条の2は限定列举規定か、また、例示列举規定と解すべきか見解が分かれた⁽²⁰⁾。結論から先にいえば、限定列举説が通説であったが（大隅 [1959] 213頁）、限定列举説を支持する場合においても資本準備金の財源が第288条の2に列举されたものに限られるかは疑問であると指摘されていた。そこで、第288条の2における列举に準ずべきものは、資本準備金として積み立てるべきであると解された（大隅・大森 [1952] 422頁）。

昭和25年改正商法においては、次の5項目が資本準備金とされた⁽²¹⁾。

第1号は、額面以上の価額をもって額面株式を発行した場合の額面超過額（株式プレミアム）である。株式プレミアムは、資本準備金として無制限に積み立てなければならない、株式発行に必要な費用を控除することは認められない。

第2号は、無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額（払込剰余金）である。無額面株式制度は昭和25年改正において新設された（昭和25年改正商法第166条第1項第7号）。払込剰余金は、株式プレミアムと同様に無制限に資本準備金として積み立てなければならない、株式発行に必要な費用を控除することは認められない⁽²²⁾。

第3号は、1営業年度における財産評価益である。財産評価益は利益として配当することが認められず、資本準備金として計上するよう規定された。積立

(20) 限定列举説は、第288条の2第1項に列举された以外の資本剰余金（その他の資本剰余金）の概念が明確でないとともに、そのような不明瞭な基準によって資本準備金として拘束することは株主の配当請求権の不当な侵害を意味するという論拠に立脚していた。また、例示列举説は、損益法を正当と考え、あらゆる資本取引から生じた資本剰余金は利益として配当することを許さず、法定準備金たる資本準備金として拘束すべきであるという論拠に立脚していた（田中・久保 [1975] 187-188頁）。

(21) なお、この他にも、昭和25年制定の資産再評価法による再評価積立金もその性質上、資本準備金とされた。

(22) ただし、額面株式および無額面株式の新株発行費は、繰延資産として計上することが可能である（昭和25年改正商法第286条の4）。

額は、1 営業年度における評価益からその年度に生じた評価損を控除した金額となる。しかし、評価益の対象として、流動資産、固定資産、流動資産と固定資産の両方のいずれが含まれるのか解釈が分かれていた（大隅・大森 [1952] 420-421頁）。

第4号は、資本の減少により減少した資本の額が株式の消却または払戻しに要した金額および欠損填補に充てた金額を超える額（減資差益）である。減資差益は、会社の純資産のうち資本額を超える部分ではあるが、その性質上利益として処分すべきではないため資本準備金とされた。

第5号は、合併により消滅した会社から消滅した資産の価額がその会社から承継した債務の額およびその会社の株主に支払った金額（合併交付金）ならびに合併後存続する会社（吸収合併の場合）の増加した資本の額または合併により設立した会社（新設合併の場合）の資本の額を超えたときのその超過額（合併差益）である。合併差益も、その性質上利益として処分すべきではないため資本準備金とされた。

【昭和25（1950）年改正商法 第288条の2】 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

- 一 額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額
- 二 無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入ザル額
- 三 一営業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ其ノ評価損ヲ控除シタル額
- 四 資本ノ減少ニ因リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額
- 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及ビ其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

昭和25年改正商法第288条の2において資本準備金とされる項目のうち、財産評価益と合併差益に関する規定が問題となった。財産評価益に関しては、固定資産は従来から評価益の計上が認められてないことおよび流動資産の評価益を資本準備金に計上した場合としなかった場合との配当可能利益の整合性がと

れなくなるといふ問題が指摘されていた。また、合併差益に関しては、消滅会社の利益準備金および任意積立金⁽²³⁾が存続会社または新設会社に引き継がれず、実務界から不満⁽²⁴⁾があったとされる（並木 [1963] 135頁）。

そこで、昭和37（1962）年改正商法においては、通常の決算において財産評価益が生じない⁽²⁵⁾ことが原則とされたために第3号が削除された⁽²⁶⁾（上田 [1964] 110-112頁）。また、合併差益のうち消滅会社の利益準備金および会社に留保した利益に相当する額を資本準備金とすることを認め、その場合には消滅会社の利益準備金相当額は存続会社または新設会社の利益準備金としなければならないとする第2項が新設された⁽²⁷⁾（上田 [1964] 113-115頁）。

【昭和37（1962）年改正商法 第288条の2第2項】 前項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス

昭和49（1974）年改正においては、準備金の資本組入れ⁽²⁸⁾に伴う抱合せ増資（昭和49年改正商法第280条の9の2）が創設された。

法定準備金を資本に組み入れて有償無償の新株発行を行う場合には、端株および失権株について株主を再募集しなければならない（同法第280条の9の2

(23) もっとも、合併差益のうち、消滅会社の再評価積立金に相当する金額があるときは、その金額は存続会社または新設会社の再評価積立金とされていた（資産再評価法第108条）。

(24) これは、合併差益を全額資本準備金とすれば、配当を望む株主にとって合併が不利益に働くという不都合があるためである（弥永 [2003] 60頁）。

(25) 流動資産においても、原価よりも低い時価によって評価した後に当初の原価まで評価増を行う場合には一見評価益が発生するように思えるが、この評価増部分は前期損益修正による利益と考えられ、資本準備金として積み立てる必要はない（並木 [1963] 136頁）。

(26) 社債を割引発行により取得した場合、償却原価法によって評価増を行う場合の評価益は受取利息の性質を有しており、資本準備金として積み立てることには無理がある。ただし、会社更生等の場合に資産が再評価された場合の評価益は資本準備金として積み立てるべき性質を有すると考えられる（並木 [1963] 136-137頁）。

(27) なお、昭和25年改正商法第288条の2第2項の解釈については説が分かれている（久保 [1987b] 292-294頁）。

(28) なお、昭和56（1981）年商法改正において、額面超過額の資本組入れによる抱合せ増資が新設された。

第2項)。そして、新株の発行価額は、同法第280条の2第1項第9号に定められる有償払込金額以上であれば券面額以下でもよいとされるが（同法第280条の9の2第4項）、券面額を超える額を発行価額とすることもできる（味村・田辺他〔1974〕42頁）。券面額を超える額を発行価額とする場合には、払込金額を上回る額はすべて端株主および失権株主に分配することとされているので（同法第280条の9の2第5項）、券面額を超過する部分を資本準備金として積み立てることを要しないとされた（同法第288条の2第2項）。

なお、これに伴い、合併差益の例外規定を定めた昭和49年改正前商法第288条の2第2項は第3項となった。

【昭和49（1974）年改正商法 第288条の2第2項】 第二百八十条ノ九ノ二ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ

昭和56（1981）年改正においては、原則として額面株式および無額面株式はその発行価額の総額を資本に組み入れることとし（昭和56年改正商法第284条の2第1項）、発行価額の2分の1を超えない額については資本に組み入れずに払込剰余金とすることができるとされた（同法第284条の2第2項）。これは、額面株式と無額面株式には額面の有無という形式以外に実質的な相違がないにもかかわらず資本準備金の組入規定に不均衡があるとの指摘⁽²⁹⁾に対応したものである（久保〔1987b〕289頁）。

これに伴い、昭和56年改正商法第288条の2第2号は削除され、株式の額面・無額面を問わず払込剰余金に関する規定は第1号に1本化された。

【昭和56（1981）年改正商法 第288条の2第1項第1号】

一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

平成9（1997）年改正においては、吸収合併における存続会社は、合併に際

⁽²⁹⁾ 昭和56年改正前は、額面株式を額面以上の価額で発行した場合の株式プレミアムは全額資本準備金に組み入れるのに対し、無額面株式は会社設立の場合には定款によって定められた最低発行価額を超える部分で発行価額の4分の1を超えない額、また、新株発行の場合には発行価額の4分の1を超えない額（昭和56年改正前商法第284条の2第2項）とされていた。

して行う新株発行に代えて自己株式を消滅会社の株主に対して交付できるという規定（平成9年改正商法第409条の2）が新設された。当該規定の新設に伴い、吸収合併の場合には、合併差益の算定に当たり消滅会社から承継した財産の価額から消滅会社の株主に交付された自己株式の簿価相当額を控除する規定が加えられた（同法第288条の2第1項第5号）。

これは、存続会社の資産の減少（自己株式の減少）を、存続会社の資本の増加（合併による新株発行）と同様に取り扱おうとする趣旨である（江頭〔1997〕21頁）。つまり、新株の代わりに自己株式を消滅会社の株主に移転すると、その分だけ存続会社の増加する財産が減少し、消滅会社から承継する純資産額が減少する（前田〔2000〕210-211頁）。そこで、合併差益の算定に当たり、消滅会社から承継した財産の価額から消滅会社の株主に交付された自己株式の簿価相当額を控除するのである。

【平成9（1997）年改正商法 第288条の2第1項第5号】

五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

平成11（1999）年改正においては、完全親子会社関係を円滑に創設するために、株式交換³⁰⁾（平成11年改正商法第352条）および株式移転（同法第364条）の制度が新設された。株式交換の場合には既存会社が完全親会社となるのに対し、株式移転の場合には新設会社が完全親会社となる³¹⁾点に相違がある。な

³⁰⁾ なお、株式交換の場合には、新株の発行に代えて保有する自己株式を交付することもできる（平成9年改正商法第356条）。これは、完全親会社となろうとする会社が株式交換の際に相当の時期に処分しなければならない自己株式を有するときはその自己株式を処分した上で別途に新株発行しなければならないのは迂遠であることおよび完全子会社となる会社の株主にとっては割り当てられる株式が新株であろうと発行済みの完全親会社となる会社の自己株式であろうと相違がないことによる（原田〔1999a〕42頁）。

³¹⁾ 株式移転の場合、完全親会社は新設会社となることから、新株の発行に代えて保有する自己株式

お、合併とは異なり、株式交換および株式移転においては留保利益の完全親会社への引継ぎは認められない。

株式交換を行った場合には、株式交換の日において完全子会社となる会社に現存する純資産額に完全子会社の発行済株式総数に対する株式交換によって完全親会社となる会社に移転される株式の数の割合を乗じた額から、完全子会社となる会社の株主に支払をなすべき金額（株式交換交付金）および完全子会社となる会社の株主に移転する完全親会社の自己株式の帳簿価額の合計額を控除した完全親会社の資本増加の限度額（同法第357条）が完全親会社の増加資本額を超過した額は株式交換差益となる（同法第288条の2第1項第2号）。

また、株式移転を行った場合には、株式移転の日に完全子会社となる会社に現存する純資産額から完全子会社となる会社の株主に支払いをなすべき金額（株式移転交付金）を控除した額が完全親会社の資本額を超過した額（同法第367条）は株式移転差益となる（同法第288条の2第1項第3号）。

【平成11（1999）年改正商法 第288条の2第1項第2号および第3号】

- 二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五十七条前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ完全親会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額
- 三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

平成12（2000）年改正においては、会社がその営業の全部または一部を他の会社に包括的に承継させる会社分割法制が創設された。会社分割としては、新設分割（平成12年改正商法第373条）および吸収分割（同法第374条の16）の2つが規定された。新設分割の場合には新設会社が営業の一部または全部を承継する会社となるのに対し、吸収分割の場合には既存会社となる点に相違がある³²⁾。新設分割および吸収分割のいずれの場合においても、新設会社または承

を交付することは当然にできない（弥永〔2000b〕43頁）。

³²⁾ 新設分割は、複数の営業部門を有する会社が各営業部門を独立した会社とすることにより経営の効率性を向上させるため等に、また、吸収分割は持株会社の下にある複数の子会社の重複する部門

継会社が発行する株式を分割する会社の株主へ交付する分割型分割（物的分割，同法第374条第2項第2号）および分割する会社に交付する分社型分割（人的分割，同法第374条の17第2項第2号）が認められている⁽³³⁾。

新設分割を行った場合には，新設会社が分割会社から承継する財産の価額から承継する債務の額および分割会社またはその株主に支払いをなすべき額（分割交付金）を控除した額（同法第374条の5）が新設会社の資本額を超過した額は新設分割差益となる（同法第288条の2第1項第3号の2）。

また，吸収分割を行った場合には，分割会社から承継会社が承継した純資産額が分割交付金と承継会社の資本の増加額および分割会社またはその株主に移転した自己株式の帳簿価額との合計額（同法第374条の21）が承継会社の増加資本額を超過した額は吸収分割差益となる（同法第288条の2第1項第3号の3）。

【平成12(2000)年改正商法 第288条の2第1項第3号の2および第3号の3】

三ノ二 新設分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ五ニ規定スル資本ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

三ノ三 吸収分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ二十一ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

さらに，分割型新設分割の場合には，新設会社が分割会社の株主に対して分割に際して発行する株式を割り当てる場合には，新設分割差益のうち分割会社の利益準備金その他留保利益の額を超えない金額を資本準備金としないことができる（同法第288条の2第2項）。また，分割型吸収分割の場合には，承継会社が分割会社の株主に対して分割に際して発行する株式を発行する株式を割り当てる場合には，吸収分割差益のうち分割会社の利益準備金その他留保利益の額

を各会社に集中させることにより組織の再編成を実現させるため等に利用される（原田 [2000a] 9頁）。

(33) これにより，会社分割の形態には，分割型新設分割，分割型吸収分割，分社型新設分割，および分割型吸収分割の4つが存在する。

を超えない金額を資本準備金としないことができる(同法第288条の2第4項)。

これらの場合には、分割会社の利益準備金その他留保利益の額から資本準備金としない金額に相当する金額を控除しなければならない。また、分割会社の利益準備金から控除する金額は新設会社または承継会社の利益準備金となる額を超えることはできない⁽³⁴⁾(同法第288条の2第3項および第4項)。

なお、会社分割法制の創設による資本準備金項目の増加に伴い、合併差益の例外規定である平成12年前改正商法第288条の2第3項は第6項となった。

【平成12年改正商法 第288条の2第3項ないし第5項】

分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ二ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得(第3項)

前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヨリ同項ノ規定ニ依リ資本準備金ト為サザル金額ニ相当スル金額ヲ控除スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金ヨリ控除スル金額ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ利益準備金ト為ス額ヲ超ユルコトヲ得ズ(第4項)

分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ三ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス(第5項)

平成13(2001)年改正においては、「資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本の額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額」(平成13年改正前商法第288条の2第1項第4号)たる減資差益が資本準備金から削除されることとなった。

減資差益は、資本減少の手續時点において株主総会の決議および債権者保護

⁽³⁴⁾ これらの規定は、合併差益の例外規定と並行的に定められたと解される(弥永[2003] 63頁)。また、分社型分割の場合には、分割差益はすべて資本準備金となる。これは、分社型分割の場合には、分割会社の資産構造が変化するのみであり、分割会社の株主持分には影響がないと考えられるためである(弥永[2003] 64頁)。

手続を経ており、資本準備金とすればさらにもう 1 度減少手続を行わなければならない、減資差益を資本準備金として積み立てることは過剰な規制であると指摘されていた（武井〔2002〕50頁）。また、法定準備金の減少手続の創設（同法第289条第2項）により、資本減少の際に減資差益の減少を同時に行うことが可能であり、減資差益をあえて資本準備金として積み立てる必要がなくなった（弥永〔2001〕34頁）そこで、減資差益が資本準備金から削除された。これにより、減資差益は配当可能利益を構成することとなった。

また、額面株式制度の廃止に伴い抱合せ増資が廃止されたことにより、平成13年改正前商法第288条の2第2項が削除された。

3.2 省令委任の時代（平成15〔2003〕年「会社法制の現代化に関する要綱試案」—平成16〔2004〕年「会社法制の現代化に関する要綱案」）

「要綱試案」は、資本準備金として積み立てるべきものを商法に限定列挙するという方針を転換した。つまり、準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、その一部を省令に委任するものとされる（第四部 第五 2〔4〕）。これは、現行制度下においても第288条の2に限定列挙された項目以外でも資本準備金に計上すべきものがあると解されていることおよび今後の会計基準の動向に迅速に対応するためであるとされる（法務省民事局参事官室〔2004〕第四部 第五 2〔4〕）。

【会社法制の現代化に関する要綱試案 第四部 第五 2（4）】準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、その一部を省令に委任するものとする。

「要綱試案」におけるこのような提案については、賛成意見が大多数であり、この方針は「要綱案」においても変わらない。つまり、準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、省令に委任するものとされる（第2部 第6 5〔3〕②）。

【会社法制の現代化に関する要綱案 第2部 第65(3)②】 準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列举することはせず、省令に委任するものとする。

なお、資本準備金の積立規定に関する条文等の変遷は、表4の通りにまとめられる。

4. 法定準備金の使途規定の変遷

4.1 欠損填補（昭和13〔1938〕年改正商法）

法定準備金の使途は、昭和13（1938）年改正以前においても、欠損填補に用いられると解されていた。昭和13年改正商法は、このことを明文化すべく（司法省民事局〔1937〕157頁）、第289条において準備金の使途を欠損填補に限ると規定した。

【1938（昭和13）年改正商法 第289条】 前条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

4.2 欠損填補および資本組入れ（昭和25〔1950〕年改正商法—平成2〔1990〕年改正商法）

昭和25（1950）年改正においては、法定準備金の使途の選択肢のひとつとして取締役会決議による資本組入れ（昭和25年改正商法第293条の3第1項）が追加された。これは、資本準備金が無制限に積み立てられることから、資本構成に不均衡を生じるおそれがあり、この不均衡を是正するための措置である（大隅・大森〔1952〕444-445頁）。

また、利益準備金と資本準備金の性質に着目して、法定準備金の取崩しの優先順位が定められた。つまり、法定準備金はまず利益準備金から取り崩し、それでも欠損を填補できない場合に限り資本準備金を取り崩すことができる（同法第289条第2項）。これは、資本準備金をできるだけ保有させるために、再び積み立てられる可能性の高い利益準備金から先に取り崩すべきであると考えられるためである（久保〔1987c〕298頁）。

【昭和25（1950）年改正商法 第289条第1項および第2項】

前二条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三条ノ三第一項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ

その後、平成13（2001）年改正に至るまで、法定準備金の使途規定の内容は改正されなかった。平成2（1990）年改正商法第289条第1項は、法定準備金の資本組入規定の条文番号が改正されている（同法第293条の3）ことを反映させた改正であり、その実質的内容に変化はない。

【平成2（1990）年改正商法 第289条第1項】前二条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三条ノ三ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

4.3 株主総会普通決議による減少手続創設（平成13〔2001〕年改正商法—平成16〔2004〕年「会社法制の現代化に関する要綱案」）

4.3.1 2001（平成13）年改正商法—2003（平成15）年改正商法

法定準備金の使途は、欠損填補（平成13年改正前商法第289条第1項）および資本組入れ（同法第293条の3）に限られていた。しかし、平成13（2001）年改正によって、株主総会の普通決議⁽³⁵⁾によって法定準備金の要積立額を超える部分について取崩しが可能となった（同法第289条第2項）。

法定準備金の普通決議による減少手続の新設の背景には、資本の減少手続との関係および公開会社における多額の資本準備金の存在が挙げられる。つまり、平成13年改正前商法においても資本の減少手続に関する規定が設けられているにもかかわらず、資本よりも拘束性の弱い法定準備金には減少手続きがな

⁽³⁵⁾ 法定準備金の減少手続が株主総会の普通決議で足りるのは、法定準備金の場合、資本減少とは異なり株主（社員）の利害に関わる特段の措置（株式〔持分〕併合）が行われることがないためである（江頭〔2001〕120頁）。

く⁽³⁶⁾、その使途が資本の欠損填補または資本組入れの場合に限定される⁽³⁷⁾ということは、立法の不備であると指摘されていた（原田 [2001a] 88頁）。また、公開会社においては、時価発行増資により多額の資本準備金が存在し、法定準備金の減少は減資と異なり株式併合等の株主の権利を侵害する事項が必ずしも伴うことはない⁽³⁸⁾（江頭 [2001] 120頁）。それゆえ、資本の減少手続との関係を考慮し、法定準備金の株主総会普通決議による減少手続が定められた。なお、法定準備金の減少手続には、債権者保護手続および法定準備金の減少無効の訴えといった資本減少の規定が準用される（同法第289条第3項）

【平成13（2001）年改正商法 第289条第2項および第3項】

会社ハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主総会ノ決議ヲ以テ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ其ノ資本ノ四分ノ一ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ヲ為スコトヲ得（第2項）

第三百七十五条第二項、第三百七十六条第二項第三項及第三百八十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス（第3項）

平成14（2002）年改正においては、法定準備金の取崩しに関する株主総会における決議事項が明確にされた。株主総会においては、減少すべき資本準備金または利益準備金の額、株主に払戻しをなす場合には払戻しに要すべき金額、および資本の欠損の填補に充てる場合には填補に充てるべき金額を決議しなければならないとされた（平成14年改正商法第289条第2項第1号および第2号）。また、株主への払戻しに要する金額および欠損填補に充てる金額の合計

⁽³⁶⁾ 平成13年改正前商法においても、取締役会決議により法定準備金をいったん資本に組み入れ（平成13年改正前商法第293条の3）、直ちに株主総会の特別決議により同額の減資を行えば（同法第375条第1項）実質的に法定準備金の取崩しが可能であった。

⁽³⁷⁾ 公開会社については、平成14年3月31日までの時限立法として、「株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律」（株式消却特例法）の平成10（1998）年改正により、資本準備金の額と利益準備金の額との合計額から資本の4分の1に相当する額を控除した額を超えない範囲で、資本準備金をもって株式を消却することが可能であった（同法第3条の2および平成10年改正附則第5条第1項）。

⁽³⁸⁾ この点は、平成13年改正商法第289条第2項が減資の決議に関する第376条第1項の規定を準用していないことから明らかである（武井 [2002] 47頁）。

は、減少する資本準備金および利益準備金の合計額を超えてはならないとされた（同法第289条第3項）。これにより、平成14年改正前商法第289条第3項は第4項となった。

【平成14（2002）年改正商法 第289条第2項および第3項】

会社ハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主總會ノ決議ヲ以テ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ其ノ資本ノ四分ノ一ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ決議ニ於テ減少スベキ資本準備金又ハ利益準備金ノ額及左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額ニ付決議ヲ為スコトヲ要ス（第2項）

一 株主ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ金額

二 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ充ツルベキ金額

前項ノ場合ニ於テハ同項各号ニ定ムル金額ノ合計額ハ減少スベキ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ（第3項）

また、減少した法定準備金の使途としては、持株比率に応じた株主への分配、自己株式・自己持分の買受け、および減資差損等の消去が想定されていた（江頭 [2001] 119-120頁）。これらに加えて、平成15（2003）年商法改正により、減少した法定準備金は当該営業年度の中間配当財源を構成することが明確になった（平成15年改正商法第293条の5第3項第5号）。

4.3.2 平成15 [2003] 年「会社法制の現代化に関する要綱試案」—平成16 [2004] 年「会社法制の現代化に関する要綱案」

「要綱試案」は、法定準備金の取崩しをさらに拡大する方針を採っている。つまり、法定準備金について、資本の4分の1を超えない部分については減少することができないものとしている規制については廃止する方向で検討するとしている（第四部 第五 2 [5]）。これは、平成13年改正商法第289条第2項⁽³⁹⁾により、法定準備金を資本の4分の1に相当する額を超えて取り崩そうとする場合、法定準備金を維持して先に資本を減少させなければならないという

⁽³⁹⁾ これにより、法定準備金制度の存在意義を薄める方向への舵は切られていたと解される（伊藤 [2004] 33頁）。

事態が生じ⁽⁴⁰⁾、資本制度による債権者保護の考え方に沿うものではないという考えによる（法務省民事局参事官室〔2004〕第四部 第五 2〔5〕）。

【会社法制の現代化に関する要綱試案 第四部 第五 2（5）】法定準備金について、資本の4分の1を超えない部分については減少することができないものとしている規制については、廃止する方向で検討する。

「要綱試案」によるこのような提案については、賛成意見が多数であり（相澤他〔2004〕51頁）、「要綱試案」の基本方針は「要綱案」においても変わらない。つまり、株式会社の成立後に減少することができる準備金については、資本の4分の1を超えない部分については減少することができないという制限を設けないこととしている（第2部 第6 5〔2〕）。

【会社法制の現代化に関する要綱案 第2部 第6 5（2）】株式会社の成立後に減少することができる資本金・準備金については、制限を設けないものとする。

なお、法定準備金の使途規定に関する条文等の変遷は、表5の通りにまとめられる。

5. 払込資本と留保利益の区別の意義

5.1 法定準備金制度の規制緩和に伴う会計基準の整備

平成13年商法改正に対応し、企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成14年2月に企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」、および同第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」を公表した⁽⁴¹⁾。

⁽⁴⁰⁾ 例えば、資本金が4,000万円、資本準備金が1,000万円の場合、資本準備金を取り崩すためにはまず資本金を減少させなければならないという矛盾が生じる（弥永〔2004a〕52頁）。

⁽⁴¹⁾ なお、平成14年9月には、企業会計基準適用指針第5号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針（その2）」が公表されている。

5.1.1 資本の部の区分

法定準備金制度の規制緩和により、資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金が発生し、また、減資差益が資本準備金から削除された。このような商法改正に対応し、企業会計基準第1号は、表1に示すように、資本の部は、①資本金、資本剰余金⁽⁴²⁾、利益剰余金及びその他の項目⁽⁴³⁾に区分し（第15項）、②資本剰余金は、資本準備金と資本準備金以外の資本剰余金（「その他資本剰余金」）に区分し（第16項）、③その他資本剰余金は、資本金及び資本準備金減少差益⁽⁴⁴⁾、自己株式処分差益等その内容を示す科目に区分し（第17項）、さらに

【表1】 資本の部の区分（企業会計基準適用指針第2号 第4項）

個別財務諸表	連結財務諸表
I 資本金	I 資本金
II 資本剰余金	II 資本剰余金
1. 資本準備金	III 利益剰余金
2. その他資本剰余金	IV 土地再評価差額金
(1) 資本金及び資本準備金減少差益	V その他有価証券評価差額金
(2) 自己株式処分差益	VI 為替換算調整勘定
III 利益剰余金	VII 自己株式
1. 利益準備金	資本合計
2. 任意積立金	
3. 当期末処分利益	
IV 土地再評価差額金	
V その他有価証券評価差額金	
VI 自己株式	
資本合計	

⁽⁴²⁾ 資本剰余金には、贈与により発生する剰余金および資本修正により発生する剰余金を含むとすべき見解も存在するが、この点については検討対象外とされている（第55項）。

⁽⁴³⁾ その他の項目には、土地再評価差額金およびその他有価証券評価差額金が含まれるが、これらの適切な表示方法については検討対象外である（第56項）。

⁽⁴⁴⁾ 資本金の取崩しによって生ずる剰余金と資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金の会計学的性格は同様であると考えられ、一括した科目名によって表示される（第53項）。

④利益剰余金は、利益準備金、任意積立金及び当期末処分利益⁽⁴⁵⁾（または当期末処理損失）に区分することとした⁽⁴⁶⁾（第18項）。

5.1.2 資本金および法定準備金の取崩しに係る会計処理

資本金および資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金は、取崩しによってその会計学的性格は変化しない。そこで、企業会計基準第1号は、資本金および資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金は資本剰余金であることを明確にした科目に表示することが適切であるとして、取崩しの法的手続⁽⁴⁷⁾が完了したときに「その他資本剰余金」という資本剰余金であることを明確にした区分に「資本金及び資本準備金減少差益」として計上することとした（第33項）。

また、資本剰余金と利益剰余金とを混同しないために、その他資本剰余金の処分額と当期末処分利益の処分額とを混同してはならないとされ（第35項）、この考え方は、表2に示すように利益処分計算書の様式にも反映されている。

企業会計基準第1号は、情報開示の観点から払込資本と留保利益を区別することの必要性を指摘し（第51項）、資本の部の区分および利益処分計算書の様式をそれぞれ定めた⁽⁴⁸⁾。しかし、様式を定めても、資本金および資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金が配当可能限度額に含まれていることには相違ない。

なお、資本金および資本剰余金の取崩しによって生ずる資本性の剰余金⁽⁴⁹⁾を

(45) 利益剰余金の部も、資本剰余金の部との対称性にこだわれれば、利益準備金とその他利益剰余金とに区分すべきであると公開草案の段階では提案されたが、最終的には、現状ではその他利益剰余金の区分を設ける実益に乏しいと判断された（第54項）。

(46) 企業会計基準第1号および企業会計基準適用指針第2号を受けて、商法施行規則も同様の表示方法を採用している（平成15年改正前商法施行規則第69条ないし第71条、平成15年改正商法施行規則第88条ないし第91条）。

(47) 株主総会における普通決議および債権者保護手続のことである。

(48) 企業会計基準第1号は、払込資本と留保利益の区別が徹底されない危険性が指摘されている。この点については、野口〔2004a〕31-35頁を参照されたい。

(49) これにより、その他資本剰余金による配当を受けた株主側の会計処理が論点となる。この点につき、企業会計基準適用指針第3号は、配当の対象が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額することとし（第3項）、配当の対

**【表 2】 個別財務諸表における利益処分計算書
(企業会計基準適用指針第 2 号 第 4 項)**

<u>当期末処分利益の処分</u>	
I	当期末処分利益
II	利益処分類
	利益準備金
	配当金
	役員賞与金
	任意積立金
	その他
III	次期繰越利益
<u>その他資本剰余金の処分</u>	
I	その他資本剰余金
II	その他資本剰余金処分類
	配当金
	その他
III	その他資本剰余金次期繰越高

利益性の剰余金へ振り替えることを無制限に認めると、「払込資本」と「払込資本を利用して得られた成果」を区分することが困難になり、その他資本剰余金の区分が意味を有さなくなる（第89項）。そこで、資本剰余金の各項目は利益剰余金の各項目と混同してはならず、資本剰余金の利益剰余金への振替えは原則として認めないとされる⁽⁵⁰⁾（第34項）。

5.2 払込資本と留保利益の区別の伝統的意義

欠損填補を主たる目的とした明治17年の「ロエスレル草案」にその起源を有するわが国における法定準備金制度は、時代の要請に対応しつつおよそ120年

象が売買目的有価証券である場合には、配当受領額を受取配当金（売買目的有価証券運用損益）として計上するよう規定している（第4項）

⁽⁵⁰⁾ ただし、利益剰余金がマイナスの時にその他資本剰余金によって補填することは、払込資本に生じている毀損を事実として認識するものであり、資本剰余金と利益剰余金の混同にあたらなないと考えられる（第90項）。

間にわたって発展してきた。しかし、平成13年商法改正に端を発する法定準備金制度の規制緩和は、株主からの払込資本の性質を有しながら配当可能利益を構成する項目（その他資本剰余金）を出現させ、配当可能限度額を留保利益の範囲内に制限してきた配当規制を変化させた。

このことは、配当可能利益を明確にするために株主からの払込資本と留保利益とを区別する必要がなくなったことを意味する。これらの法定準備金制度に関する改正事項は、立法論の観点からは大方支持されているようである⁵¹⁾。しかし、「伝統的な通念」（斎藤 [2003] 166頁）として「払込資本と留保利益の区別」を重視してきた会計学の見地からは、検討の余地が大いにあると思われる。配当規制と相俟って見出された「払込資本と留保利益の区別」の伝統的意義に加えて、新たに配当規制から離れた現代的意義を明らかにしなければ、会計学の根本原則たる「払込資本と留保利益の区別」を将来的に手放さなければならない状況にあるからである。

伝統的な会計原則において、株主による払込資本と留保利益とを区別すべしという考え方が、揺るぎない地位を確立していることに疑いの余地はない。サンダース（Sanders）、ハットフィールド（Hatfield）、およびムーア（Moore）による「会計原則書」の序論冒頭において、「誰もが認め、また、経済学者が厳密な正確さによって規定しようとしている資本（capital）と利益（income）の区別は、会計の基礎をなすものである。ある企業における資本と利益の区別をできるだけ明確にし、しかも効果的に維持することは、会計専門家の活動と会計の職能を決定する究極の目的である。」（Sanders, Hatfield, and Moore [1938] p. 1）と高らかに謳われている。この「会計原則書」における記述において注目すべき点は2つあるとされる。それは、「会計原則書」が、「期間損益計算との関連において資本と利益の区別をできるだけ明確ならしめること」

51) 将来の配当よりも、現在の配当を望む株主の意思を実現することを許してもよいとされる（弥永 [2003] 55頁）。

および「資本と利益の区別を効果的に保持すること」という2つの意味の「資本と利益の区別」⁵²⁾の必要性を指摘している点である(丹波 [1957] 9-10頁)。

まず、「期間損益計算との関連において資本と利益の区別をできるだけ明確ならしめる」とは、期間損益計算という企業会計の目的から、利益の過大計上または過小表示のおそれがある資本と費用・収益の混同は許されないとする考え方を反映したものである。つまり、近代企業会計における期間損益計算の方法は、損益法である。そこで、損益法による期間損益計算をできるだけ正しく行うためには、損益法自体の精緻化を図るとともに費用・収益と資本増減との区別が明らかにされなければ、損益法による期間損益計算そのものが意味を失ってしまう⁵³⁾のである(丹波 [1957] 8-9頁)。

次に、「資本と利益の区別を効果的に保持する」とは、損益法に基づく期間損益計算の結果計算された利益のうち企業内部に留保された利益と資本を恒久的に区別すべしという考え方を反映したものである。これが、「払込資本と留保利益の区別」(distinction between paid-in capital and retained income)に該当する。留保利益の減少部分が資本の減少として扱われれば留保利益が過大表示され、過大表示された留保利益が配当されれば実質的には資本の払戻しとなる。また、資本の減少部分が留保利益の減少として扱われれば実質的には利益の資本化となる(丹波 [1957] 10頁)。つまり、期間損益計算との関連において資本と利益の区別をできるだけ明確ならしめたうえで、超期間的な資本と利益の区別を保持しなければ、正しい期間損益計算を行ったとしてもそれを後から後から破壊する結果となるのである(丹波 [1957] 10-11, 49-50頁)。

また、「会計原則書」を倣ったわが国の「企業会計原則」においても、一般

⁵²⁾ 「資本」という用語の意味に多様性があることおよび利益にも期間利益と留保利益の2つの意味があることから、「資本と利益の区別」にも多様な意味がある。「資本と利益の区別」の多様性については、染谷・武田 [1971] 9-12頁を参照されたい。

⁵³⁾ 損益法の計算方式の表面には資本の確定は問題とされないが、実質的には収益収入・費用支出の把握自体のうちにすでにこれらを資本の増減と区別することが予定されており、その考慮が払われていることを見逃してはならないとされる(丹波 [1957] 8頁)。

原則第三において、「資本取引と損益取引とを明瞭に区別⁵⁴⁾し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」という「資本と利益の区別の原則」が規定されている。「資本と利益の区別の原則」前段は、「会計原則書」にいう「期間損益計算との関連において資本と利益の区別をできるだけ明確ならしめる」ことを意味し、後段は「資本と利益の区別を効果的に保持する」ことを意味すると解される（中村 [1961] 7-8 頁）。

この「払込資本と留保利益の区別」は、損益計算目的と同程度に重視されなければならないとする見解もあるが（丹波 [1957] 11 頁）、期間損益計算という本質的・原則論的なものとは切り放してあくまでも配当規制に由来する政策的な課題⁵⁵⁾としてとらえるべきであると解される（大日方 [1994] 207 頁）。

もっとも、「払込資本と留保利益の区別」を配当規制に由来する政策的な課題と捉えたとしても、配当可能利益の額を留保利益の範囲に制限した配当規制とも相俟って、わが国における会計学の根本原則としての確固たる地位を築いたことに変わりはない。

5.2 払込資本と留保利益の区別の現代的意義

配当規制から離れて払込資本と留保利益とを区別することの意義としては、「企業の財政基盤の強度や成長の可能性を判断する情報としての価値」（野口 [2004a] 40 頁）が有力である。これは、留保利益が大きいことを過去にそれだけ利益が上がっているという実績とみることに加えて、留保利益を配当等によって社外流出させずに内部留保してきたという経営の慎重さをうかがわせる指標とみる見解である。

つまり、貸借対照表に示されている留保利益の金額が、過去の損益計算書に

⁵⁴⁾ 「企業会計原則」公表当時は「区分」という文言が用いられていたが、昭和29（1954）年改正によって「区別」という文言に改められた。

⁵⁵⁾ 丹波 [1957] における「払込資本と留保利益の区別」の意義を政策論として分類したものとしては、新井 [1965] 33-34 頁を参照されたい。

における当期純利益の金額および利益処分計算書における配当金と役員賞与金の代理変数として機能している可能性があり、過去何年分にもわたる損益計算書および利益処分計算書により分析する手間を留保利益の金額を用いることによって省ければ、コストベネフィットの観点から払込資本と留保利益を区別して表示することに合理性を見出すのである（野口 [2004a] 40頁）。ここに、払込資本と留保利益を区別する現代的意義を見出せる可能性がある。

しかし、配当可能利益の資本組入れがあった場合には現在の留保利益から推測すれば当該企業の過去における収益力を過小に見積もることになる。また、留保利益をみただけでは過去において安定的に収益を獲得していたかどうか判断することは不可能であり、留保利益が将来の収益力の予想とも結び付かないのではないかという反論もある（弥永 [2003] 154頁）。さらに、「その他資本剰余金」を分配に充てないことが経営者の慎重さを示す指標になるのではないかという見解も存在する（弥永 [2003] 159頁）。

もっとも、配当財源を留保利益に限定する⁵⁶⁾のであれば、倒産そのものを防いだり、債権者が債権の全額を回収できないとしても、倒産に至るプロセスの早い段階で無配というシグナルが発せられることによって、利害関係者に対して注意喚起する効果も期待できる（野口 [2004a] 41頁）。ただし、配当財源を留保利益に限定しないわが国の現行制度下においては、この議論は部分的にしか成立しえない。

6. おわりに

留保利益を株主に分配されるべき利益を再投資したものとして、株主持分の一部としての性格を考えれば、払込資本と留保利益を厳格に区別することの意

⁵⁶⁾ すべての会社に対して資本制度を用いた配当規制を法律によって一律に適用した場合、債権者が保護されることの社会的デメリットのほうが大きかったとしても、すべての会社において状況が同じわけではない。会社によっては、資本制度に基づいて配当を制限した方が合理的な場合も考えられる（野口 [2004a] 41頁）。

義を見出すことはそもそも非常に困難であるとされてきた（染谷・武田 [1971] 239頁）。なぜなら、「払込資本と留保利益の区別」は、「株主持分の分類」という問題に置き換えられる（斎藤 [2003] 165頁）からである。利益を分配しなければ留保利益となるが、留保利益の分配後に分配された留保利益が払い込まれれば、留保利益は払込資本となって当該企業に戻ってくる。そこで、払込資本と留保利益を区別したとしても「同じたんすの中で引出しを分ける」（斎藤他 [2002] 65頁）くらいの意味しか有さないため、配当規制から離れて払込資本と留保利益を厳格に区別することの現代的意義を見出すことは困難なようにも思われる。

「払込資本と留保利益の区別」の意義を検討する方法としては、証券市場の反応を検証する実証研究を行うことも考えられる。その内容としては、取り崩される法定準備金の相違（資本準備金であるか利益準備金であるか、また、配当財源が未処分利益かその他資本剰余金か）によって生ずる証券市場の反応の違いを検証し、その上で過去数年間の期間利益と留保利益との相関や1株当たり留保利益と株価との相関を検証し、留保利益の金額が将来利益を予測するか検証すること等が考えられる（野口 [2004b] 132頁）。これらの検証結果については、今後の実証研究の進展を待たなければならないが、「払込資本と留保利益の区別」の意義に関する検討に重要な影響を与えることが予想される。

会計学とは、「時代と環境の変化に即応して発展する学問」（新井・加古 [2003] 3頁）とされる。会計学の根幹をなす「払込資本と留保利益の区別」の取扱いについては、今後も「伝統的な通念」へのこだわりと「時代と環境の変化」への対応を加味した慎重な検討が必要であると思われる。

付記

本稿の脱稿後、平成17（2005）年3月22日、第162回国会に「会社法案」が提出された。

【表3】 利益準備金規定の変遷

平成16年 2004年	平成15年 2003年	平成13年 2001年	平成2年 1990年	昭和49年 1974年	昭和37年 1962年	昭和25年 1950年	昭和13年 1938年	明治32年 1899年	明治23年 1890年	明治17年 1884年
資の区分によるものとする(第65③②注)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。	会社法(仮称)上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は、廃止するものとする(第四部第五2③)。

【表4】 資本準備金規定の変遷

昭和49年 1974年	昭和37年 1962年	昭和25年 1950年
第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額 二 無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入ザル額 三 削除 四 資本ノ減少ニ因リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 第二百八十条ノ九ノ二ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ 第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス	第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額 二 無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入ザル額 三 削除 四 資本ノ減少ニ因リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 前項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス	第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル額 二 無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入ザル額 三 一営業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ其ノ評価損ヲ控除シタル額 四 資本ノ減少ニ因リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

平成11年 1999年	平成9年 1997年	昭和56年 1981年
第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額 二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五十七条前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ完全親会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 四 資本ノ減少ニ因リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額	第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額 二 及三 削除 四 資本ノ減少ニ因リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 第二百八十八条ノ九ノ二ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ 第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス	第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額 二 及三 削除 四 資本ノ減少ニ因リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 第二百八十八条ノ九ノ二ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ 第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス

平成11年 1999年	平成12年 2000年
五 合併二因り消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因り設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 第二百八十条ノ九ノ二ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ 第一項第五号ノ超過額中合併ニ因り消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因り設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス	第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額 二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五十七条前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ完全親会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三ノ二 新設分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ五前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三ノ三 吸収分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ二十一前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 四 資本ノ減少ニ因り減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 五 合併二因り消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因り設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 第二百八十条ノ九ノ二ノ規定ニ依リ株主ヲ募集シタル株式ニ付テハ前項第一号ノ額ハ之ヲ資本準備金ト為スコトヲ要セズ 分割ニ因リテ設立シタル会社が分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ二ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヨリ同項ノ規定ニ依リ資本準備金ト為サザル金額ニ相当スル金額ヲ控除スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金ヨリ控除スル金額ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ利益準備金ト為ス額ヲ超ユルトコトヲ得ズ

平成12年 2000年	平成13年 2001年
分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ三ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス 第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス 第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額 二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五十七条前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ完全親会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三ノ二 新設分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ五前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三ノ三 吸収分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ二十一前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 四 削除 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ二ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヨリ同項ノ規定ニ依リ資本準備金ト為サザル金額ニ相当スル金額ヲ控除スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金ヨリ控除スル金額ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ利益準備金ト為ス額ヲ超ユルトコトヲ得ズ 分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ三ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス	分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ三ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス 第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス 第二百八十八条ノ二 左ニ掲グル金額ハ之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス 一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額 二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五十七条前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ完全親会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三ノ二 新設分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ五前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 三ノ三 吸収分割ヲ為シタル場合ニ於テ第三百七十四条ノ二十一前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 四 削除 五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額 分割ニ因リテ設立シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ二ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得 前項ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヨリ同項ノ規定ニ依リ資本準備金ト為サザル金額ニ相当スル金額ヲ控除スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ分割ヲ為ス会社ノ利益準備金ヨリ控除スル金額ハ分割ニ因リテ設立シタル会社ノ利益準備金ト為ス額ヲ超ユルトコトヲ得ズ 分割ニ因リテ営業ヲ承継シタル会社ガ分割ヲ為シタル会社ノ株主ニ対シ分割ニ際シテ発行スル新株ノ割当ヲ為シタル場合ニ於テハ第一項第三号ノ三ノ超過額中分割ヲ為シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ヲ超エザル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

平成13年 2001年	第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額ハ之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス
平成15年 2003年	会社法制の現代化に関する要綱試案 準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、その一部を省令に委任するものとする（第四部 第五 2〔4〕）
平成16年 2004年	会社法制の現代化に関する要綱案 準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、省令に委任するものとする（第6 5 〔3〕②）。

【表5】 法定準備金の使途規定の変遷

平成16年 2004年	平成15年 2003年	平成14年 2002年	平成13年 2001年	平成2年 1990年	昭和25年 1950年	昭和13年 1938年
会社法制の現代化に関する要綱案 株式会社の成立後に減少することができる資本金・準備金については、制限を設けないものとする（第6 5〔2〕）。	会社法制の現代化に関する要綱試案 法定準備金について、資本の4分の1を超えない部分については減少することができないものとしている規制については、廃止する方向で検討する（第四部 第五 2〔5〕）	前二条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三条ノ三規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 会社ハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主總會ノ決議ヲ以テ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ其ノ資本ノ四分ノ一二相当スル額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ決議ニ於テ減少スベキ資本準備金又ハ利益準備金ノ額及左ノ各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額ニ付決議ヲ為スコトヲ要ス 一 株主ニ払戻ヲ為ス場合 払戻ニ要スベキ金額 二 資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合 填補ニ充ツルベキ金額 前項ノ場合ニ於テハ同項各号ニ定ムル金額ノ合計額ハ減少スベキ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ 第三百七十五条第二項、第三百七十六条第二項第三項及第三百八十条ノ規定ハ第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス	第二百八十九条 前二条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三条ノ三規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 会社ハ前項ノ規定ニ拘ラズ株主總會ノ決議ヲ以テ資本準備金及利益準備金ノ合計額ヨリ其ノ資本ノ四分ノ一二相当スル額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ヲ為スコトヲ得 第三百七十五条第二項、第三百七十六条第二項第三項及第三百八十条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス	第二百八十九条 前二条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三条ノ三規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ	第二百八十九条 前二条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ第二百九十三条ノ三第一項ニ規定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ 利益準備金ヲ以テ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツルモ仍不足スル場合ニ非ザレバ資本準備金ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ズ	第二百八十九条 前条ノ準備金ハ資本ノ欠損ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

参考文献

- Sanders T. H., H. R. Hatfield, and U. Moore [1938] *A Statement of Accounting Principles*, American Institute of Accountants, Reprinted in 1959, American Accounting Association (山本繁・勝山進・小関勇訳 [1979]『SHM 会計原則』同文館)
- 相澤哲他 [2004]『会社法制の現代化に関する要綱試案に対する各界意見の分析』別冊商事法務第273号
- 我妻栄編集代表 [1968]『旧法令集』有斐閣
- 新井清光 [1965]『資本金論』中央経済社
- 新井清光 [1985]『企業会計原則論』中央経済社
- 新井清光編 [1989]『日本会計・監査規範形成史料』中央経済社
- 新井清光著・加古宣士補訂 [2003]『新版財務会計論（第7版）』中央経済社
- 安藤英義 [1987]「二つの資本概念と株式会社本質論」『企業会計』第39巻第10号
- 安藤英義 [1997]『商法会計制度論』白桃書房
- 安藤英義 [2002]「商法における資本制度の揺らぎと『資本の部』の表示」『会計』第162巻第2号
- 安藤英義 [2003]「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『会計』第164巻第3号
- 安藤英義 [2004]「資本制度の揺らぎ」『季刊企業と法創造』（早稲田大学21世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所）第1巻第3号
- 石川業 [2004]「資本金及び資本準備金の捉え方と会計処理」『一橋論叢』（一橋大学）第131巻第5号
- 伊藤靖史 [2004]「設立および資本・準備金」『企業会計』第56巻第2号
- 上田明信 [1964]『改正会社法と計算規則』商事法務研究会
- 梅村明弘 [2002]「『その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理』の解説」『企業会計』第54巻第6号
- 江頭憲治郎 [1997]「合併会計」『ジュリスト』第1116号
- 江頭憲治郎 [2001]「法定準備金制度の規制緩和」『ジュリスト』第1206号
- 江頭憲治郎 [2005]『株式会社・有限会社法（第4版）』有斐閣
- 大隅健一郎 [1959]『全訂会社法論中巻』有斐閣
- 大隅健一郎・大森忠夫 [1952]『逐条改正会社法解説』有斐閣
- 鴻常夫 [1987]「抱合せ増資」（上柳克郎・鴻常夫・竹内常夫編集代表 [1987]『新版注釈会社法（7）新株の発行』有斐閣）
- 尾崎安史 [1982]「法定準備金制度の発展と機能的変化—わが国における制度的展開と問題点—」『早稲田法学』（早稲田大学）第57巻第2号
- 尾崎安史 [2002]「法定準備金制度の改正—商法上の法定準備金制度再論—」『法曹時報』第54巻第2号
- 尾崎安史 [2004a]「配当可能利益の変容」『企業会計』第54巻第7号
- 尾崎安史 [2004b]「わが国の株式会社法における『資本』制度—過去、現在、そして未来？—」『季刊企業と法創造』第1巻第3号
- 大日方隆 [1994]『企業会計の資本と利益』森山書店
- 片木晴彦 [2003]『新しい企業会計法の考え方』中央経済社
- 神田秀樹 [2004]「剰余金の分配、資本・準備金」『ジュリスト』第1267号
- 岸田雅雄 [2002]「法定準備金制度の改正の意義」（遠藤美光・清水忠之編著 [2002]『企業結合法の現代的課題と展開』商事法務）
- 岸田雅雄 [2003]「法定準備金の会計」『税経通信』第58巻第4号
- 北沢正啓 [1990]『改正会社法の解説』有斐閣
- 久保欣哉 [1987a]「利益準備金」（上柳克郎・鴻常夫・竹内常夫編集代表 [1987]『新版注釈会社法

- (8) 株式会社の計算 (1)』有斐閣)
- 久保欣哉 [1987b]『資本準備金』(上柳克郎・鴻常夫・竹内常夫編集代表 [1987]『新版注釈会社法
- (8) 株式会社の計算 (1)』有斐閣)
- 久保欣哉 [1987c]『法定準備金の使用』(上柳克郎・鴻常夫・竹内常夫編集代表 [1987]『新版注釈会社法 (8) 株式会社の計算 (1)』有斐閣)
- 黒澤清 [1982]『解説企業会計原則』中央経済社
- 小賀坂敦 [2002]『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』等の解説『企業会計』第54巻第6号
- 斎藤静樹他 [2002]『座談会『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』等について』『企業会計』第54巻第6号
- 斎藤静樹編著 [2003]『企業会計とディスクロージャー (第2版)』東京大学出版会
- 財務会計基準機構編 [2004]『講演録シリーズNo. 1・4 合本 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準等について』第一法規
- 阪本安一編著 [1987]『SHM 会計原則解説』税務経理協会
- 司法省 [1884]『ロエスレル氏起草商法草案上巻』
- 司法省民事局編 [1937]『商法中改正法律案理由書 (総則会社)』清水書店
- 寫村剛雄 [1979]『会計原則コンメンタール』中央経済社
- 寫村剛雄 [1985]『会計制度史料訳解』白桃書房
- 商法会計制度研究懇談会編 [1997]『商法会計に係る諸問題』企業財務制度研究会
- 鈴木竹雄・石井照久 [1950]『改正株式会社法解説』日本評論社
- 染谷恭次郎・武田安弘 [1971]『現代資本金論』中央経済社
- 武井一浩 [2002]『法定準備金に関する改正』(神田秀樹・武井一浩編著 [2002]『新しい株式制度—実務・解釈上の論点を中心に—』有斐閣)
- 龍田節『利益準備金の積立基準』(上柳克郎・鴻常夫・竹内常夫編 [1992]『新版注釈会社法補巻 平成2年改正』有斐閣)
- 田中耕太郎 [1939]『改正商法及有限会社法概説』有斐閣
- 田中誠二 [1951]『確定改正会社法解説』千倉書房
- 田中誠二・久保欣哉 [1975]『全訂新株式会社社会計法』中央経済社
- 丹波康太郎 [1957]『資本金論』中央経済社
- 中村忠 [1961]『資本金論』白桃書房
- 中村忠 [1973]『資本金論 (増補版)』白桃書房
- 中村忠 [2002]『社会会計の新たな問題』『税経セミナー』第47巻第1号
- 中村忠 [2003]『制度会計の基礎知識』税務研究会出版局
- 並木俊守 [1963]『改正商法と計算書類規則解説』税務研究会
- 野口晃弘 [2002]『商法改正と資本金論の再構築』『會計』第162巻第5号
- 野口晃弘 [2004a]『条件付新株発行の会計』白桃書房
- 野口晃弘 [2004b]『払込資本と留保利益の区別』『季刊企業と法創造』第1巻第3号
- 長谷川安兵衛著・古川榮一改訂 [1951]『改訂株式會社会計』森山書店
- 原田晃治 [1999a]『平成11年改正商法の解説—株式交換・時価評価—』『民事月報』第54巻第8号
- 原田晃治 [1999b]『株式交換等に係る平成11年改正商法の解説 (上)』『商事法務』第1536号
- 原田晃治 [1999c]『株式交換等に係る平成11年改正商法の解説 (中)』『商事法務』第1537号
- 原田晃治 [1999d]『株式交換等に係る平成11年改正商法の解説 (下)』『商事法務』第1538号
- 原田晃治 [2000a]『会社分割法制の創設について—平成12年商法の解説 (上) —』『商事法務』第1563号

- 原田晃治 [2000b] 「会社分割法制の創設について一平成12年商法の解説（中）一」『商事法務』第1565号
- 原田晃治 [2000c] 「会社分割法制の創設について一平成12年商法の解説（下）一」『商事法務』第1566号
- 原田晃治 [2001a] 「株式制度の見直しに係る平成13年改正商法の解説一自己株式の取得及び株式の大きさに関する規制の見直し」『民事月報』第56巻第11号
- 原田晃治・泰田啓太・郡谷大輔 [2001b] 「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説（上）」『商事法務』第1607号
- 原田晃治・泰田啓太・郡谷大輔 [2001c] 「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説（中）」『商事法務』第1608号
- 原田晃治・泰田啓太・郡谷大輔 [2001d] 「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説（下）」『商事法務』第1609号
- 法務省法制審議会会社法（現代化関係）部会 [2003] 「会社法制の現代化に関する要綱試案」
- 法務省法制審議会会社法（現代化関係）部会 [2004] 「会社法制の現代化に関する要綱案」
- 法務省民事局参事官室 [2004] 「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」
- 法典質疑会 [1898] 『法典修正案理由書』明法堂
- 真野毅 [1917] 「額面以上ノ株式發行ヲ論ス」『法学協会雑誌』第35巻第8号
- 前田雅弘「資本準備金」（上柳克郎・鴻常夫編 [2000] 『新版注釈会社法第4補巻平成9年改正』有斐閣）
- 松本丞治 [1929] 『日本会社法論』巖松堂
- 松本丞治 [1938] 『私法論文集続編』巖松堂
- 味村治 [1974] 「商法の一部を改正する法律の解説」『法曹時報』第26巻第10号
- 味村治・田辺明他 [1974] 『新商法と企業会計』財經詳報社
- 森淳二郎「法定準備金と配当可能利益」『LAW SCHOOL』第44号
- 森川八洲男 [2004] 「新会計基準における『資本の部』の分類的特質」『企業会計』第54巻第7号
- 弥永真生 [1993] 「資本準備金に関する考察」『會計』第144巻第4号
- 弥永真生 [2000a] 『商法計算規定と企業会計』中央経済社
- 弥永真生 [2000b] 「株式交換・移転制度、会社分割法制と企業結合会計」『企業会計』第52巻第9号
- 弥永真生 [2001] 「法定準備金と『その他の剰余金』」『企業会計』第53巻第12号
- 弥永真生 [2003] 『「資本」の会計』中央経済社
- 弥永真生 [2004a] 「会社の計算」『商事法務』第1689号
- 弥永真生 [2004b] 『リーガルマインド会社法（第8版）』有斐閣